

# 鳥取縣公報

昭和廿二年三月七日  
第千七百九十號

金曜日

本報ノ大キサハ規定通りナリ

## 告示

鳥取縣告示第八十八號

鳥取縣立蠶業技術員養成所規程を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年三月七日

鳥取縣知事 吉田 忠一

鳥取縣立蠶業技術員養成所規程

### 第一章 總則

第一條 本蠶業技術員養成所（以下本所と稱する）は蠶絲業に必要と學理と技術を授け、以て蠶業技術者又は農村中堅實務者を養成するを目的とする。

第二條 本所は青年學校令第十五條の規定による施設で昭和十六年十二月五日認可を受け鳥取縣立蠶業技術員養成所と稱し、鳥取縣東伯郡上井町大字上井五百四十六番地

鳥取縣蠶業試驗場内にこれを置く。

### 第二章 課程

第三條 本所に普通科及び研究科の二科を置き、各科生徒の定員は左の通りとする。

普通科 第一學年二〇名 第二學年二〇名

研究科 一〇名

第四條 修業年限は普通科を二カ年、研究科を一カ年とする。

第五條 學年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六條 本所の教授課程は左の通りとする。（別表）

學年を分けて左の三學期とする。  
第一學期 自四月 至九月  
第二學期 自十月 至十二月  
第三學期 自一月 至三月

第六條 本所の教授課程は左の通りとする。（別表）

第七條 病氣其の他已むを得ない事情の爲めに所定の教授を受けることのできない者については補充教育を行うことがある。

第三章 休 日

第八條 休業日は左の通りとする。

但し養蠶實習中は休業をしない。

一、日曜日

一、一月一日及び昭和二年勅令第二十五號に定める祝祭日

祭日

一、本所創立記念日

一、冬期休業 自十二月二十六日 至翌一月八日

一、春期休業 自三月二十五日 至三月三十一日

一、其の他本所長において必要と認められた場合

第四章 入學、退學

第九條 入學は毎年四月とする。

第十條 授業料はこれを徴收しない。

第十一條 生徒には別に定める手當を支給する。

第十二條 生徒は寄宿するものとする。

但し特別の事情により本所長が許可をした場合はこの限りでない。

第十三條 入學資格は品行方正、身体強健であつて左の各號に該当するものでなければならぬ。

一、普通科、國民學校高等科卒業又はこれと同等以上の學力を有する者。

一、研究科、本所普通科の卒業生、蠶業學校又は農學校の卒業生若しくは本所長において是等と同等以上の學力を有すると認められた者。

第十四條 入學志願者は三月二十日迄に入學願書（第一號様式）に履歴書（第二號様式）を添えて本所長に提出しなければならぬ。

第十五條 本所長が必要と認められた場合は左の科目について試験を行い入學者を決定する。

普通科 作文、數學、理科

研究科 養蠶、作文、數學

第十六條 入學の許可を受けた者は本人と保證人とが連署した誓約書（様式第三號）を本所長に提出しなければならない。

らぬ。

保證人は父兄、後見人又は親族の成年者であることを要する。

第十七條 病氣又は其の他の事情で一ヶ月以上續けて就學することができない場合は、願によつて休學又は退學を許可することがある。

第五章 卒 業

第十八條 研究科生徒は所定期間内に在學中の研究事項について研究報告書を作製してこれを本所長に提出しなければならぬ。

第十九條 卒業の認定は生徒の平素の成績及び出席時間數等を參照して養成所長がこれを決定する。

第二十條 普通科又は研究科の所定の課程を終了した者には卒業證書（様式第四號）を授與する。

第六章 賞 罰

第二十一條 在學中品行方正、學術優秀の者には卒業の際褒賞を授與する。

第二十二條 生徒がその本分に違背した場合所長はその情

狀により左の懲戒を行うことができる。

一、譴責、謹慎、停學、退學

第二十三條 左の各號に該当する場合は退學を命ずることがある。

一、學術が劣等で成業の見込がない者。

一、正當の理由なくして引續き一ヶ月以上欠席するか又は出席の狀態が特に悪い者。

附 則

本規程は公布の日からこれを施行する。

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八十九號鳥取縣蠶業試験場講習部規程は昭和二十二年三月三十一日限りこれを廢止する。

本規程施行に關しては必要な細則は鳥取縣立蠶業技術員養成所長がこれを定める。

第一號様式

入 學 願

鳥取縣立蠶業技術員養成所（普通）科に入學を志願致したいので御許可下さるよう履歴書を添えて御願いた

します。  
年 月 日  
本籍  
現住所

鳥取縣立蠶業技術員養成所長殿  
氏 名 園

第二號様式

履 歴 書

本籍  
現住所

戸主の職業 戸主又は戸主との続柄  
氏 名

一、何々々 學 歴  
生年月日

一、何々々 實 業  
一、何々々

一、何々々 賞 罰  
右の通りで相違ありません  
年 月 日  
石 氏 名 園

第三號様式

誓 約 書

私こと

今般御所(普通)科へ入學を許可されましたについては在學中諸規則を遵守して専心勉學することを固く心に誓約致します。

年 月 日  
本籍  
現住所

右何某は今般御所(普通)科に入學の許可を受けましたについては諸規則命令は固く遵守致させ尙本人在學

申の一切の責任は私が引受けて保證します。

本籍  
現住所

職業 入學者との続柄  
保證人 氏 名 園  
生年月日

鳥取縣立蠶業技術員養成所長殿  
第四號様式

第何號  
卒業證書  
氏 名 園  
生年月日

右ノ者普通(研究)科ノ課程ヲ卒業シタコトヲ證ス  
鳥取縣立蠶業技術員養成所長位勳氏 名 園

科目 教授課程 教授時間數  
第一級生第二學年 研究科

|     |          |     |     |     |
|-----|----------|-----|-----|-----|
| 國語科 | 讀書、習字、漢文 | 一五〇 | 一五〇 | 二五〇 |
| 社會科 | 公民、國史    | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 數學科 | 算術、代數    | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 理科  | 物理、化學、博物 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 體育科 | 体操、競技、遊技 | 五〇  | 五〇  | 五〇  |
| 音樂科 | 體操、工作    | 五〇  | 五〇  | 五〇  |
| 美術科 | 圖書、工作    | 五〇  | 五〇  | 五〇  |

|              |              |      |      |      |
|--------------|--------------|------|------|------|
| (學科)         |              |      |      |      |
| 蠶業汎論、栽桑、桑樹病  | 蠶業汎論、栽桑、桑樹病  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 蟲害、育蠶、蠶種製造、  | 蟲害、育蠶、蠶種製造、  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 品種、遺傳、蠶體解剖、  | 品種、遺傳、蠶體解剖、  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 蠶體生理、蠶體病理、顯  | 蠶體生理、蠶體病理、顯  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 微鏡、蠶業經營、蠶絲業  | 微鏡、蠶業經營、蠶絲業  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 法規、屑繭加工、製絲   | 法規、屑繭加工、製絲   | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 農業氣象、土壤、肥料、  | 農業氣象、土壤、肥料、  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 植物纖維、耕種農業、養  | 植物纖維、耕種農業、養  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 畜農業          | 畜農業          | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| (實習)         | (實習)         | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 桑樹栽培、蠶兒飼育、蠶  | 桑樹栽培、蠶兒飼育、蠶  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 種製造、蠶體解剖、顯微  | 種製造、蠶體解剖、顯微  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 鏡使用、屑繭加工、蠶具  | 鏡使用、屑繭加工、蠶具  | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 製造           | 製造           | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| (校外講話)(校外實習) | (校外講話)(校外實習) | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |

|      |    |     |     |     |
|------|----|-----|-----|-----|
| 外國語科 | 英語 | 五〇  | 五〇  | 五〇  |
| 計    |    | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |

鳥取縣告示第八十九號

昭和二十二年三月三日鳥取縣氣高郡美穗村大字源太四十四番の一地先賃取渡船場渡船料金の改正と渡船の一部取消を次のように承認した。

昭和二十二年三月七日

鳥取縣知事 吉田 忠一

記

- 一、設置者 鳥取縣氣高郡美穗村長 有田 嘉孝
- 二、渡船料 一人 一回 五拾錢  
自轉車及び荷物 參拾錢  
荷 車 五拾錢
- 三、牛馬の渡船は之を取消す

鳥取縣告示第九十號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに

加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十二年三月七日

鳥取縣知事 吉田 忠一

記

- 青果物加工並びに販賣業者
- 番號 氏名 住 所 業 態
  - 四三二 奥田 義人 東伯郡上中山村大字 加工卸
  - 八重一七〇ノ八 小 賣
  - 四三三 後藤 美吉 同 倉吉町字塚町 同
  - 一丁目八六八

鳥取縣告示第九十一號

昭和二十一年年度縣下中等學校卒業式期日を左の通り定める

昭和二十二年三月七日

鳥取縣知事 吉田 忠一

記

- 鳥取縣立鳥取第一中學校 三月 六日
- 鳥取第二中學校 〃 〃 八日
- 米子中學校 〃 〃 七日

彙報

官廳事項

昭和二十一年勅令第三百一號に關する件  
(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

昭和二十一年十月二十九日付本欄參照

昭和二十二年一月二十三日以降に於る本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發覺書は左記の通りである。

記

一、ソ連及びソ連支配地域からの日本人の引揚及在日朝鮮人の北緯三十八度以北の朝鮮への引揚に關する件。

(昭和二十二年一月二十七日付官報參照)

一、宣傳用出版物沒收の件

(昭和二十二年二月二十日付官報參照)

選舉告示

選舉管理委員會告示第一號

鳥取縣會議員選舉管理委員會第二回委員會を左の通り招集

|         |     |
|---------|-----|
| 倉吉中學校   | 七日  |
| 境中學校    | 八日  |
| 鳥取高等女學校 | 十五日 |
| 米子高等女學校 | 十九日 |
| 倉吉高等女學校 | 十八日 |
| 八頭高等女學校 | 十八日 |
| 根雨高等女學校 | 十九日 |
| 倉吉農學校   | 十四日 |
| 日野農林學校  | 十一日 |
| 智頭農林學校  | 十四日 |
| 河北農業學校  | 十三日 |
| 米子農商學校  | 十二日 |
| 鳥取工業學校  | 十五日 |
| 鳥取商業學校  | 十一日 |
| 米子工業學校  | 十日  |
| 倉吉工業學校  | 十五日 |
| 鳥取育嬰學校  | 二十日 |

00534

00232

00533

00231

昭和二十二年三月七日

鳥取縣會議員選舉管理委員會

委員長 上 根 政 幸

一、招集の日時 昭和二十二年三月十一日午前十一時

二、招集の場所 鳥取縣廳

三、議 題

(一) 投票區の設定及びその區劃の決定

(二) 選舉事務規程の設定

(三) 其他

昭和二十二年三月七日印刷  
昭和二十二年三月七日發行

鳥取縣報

(昭和二十四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

鳥取縣選舉管理委員會  
鳥取縣選舉事務所  
鳥取市東町